

久しぶりの島恭彦先生の『軍事費』

写真は島恭彦先生の『軍事費』。1966年第1刷発行と書かれているので、大学に入学してから松本で購入したと思う。当時は岩波新書と岩波文庫を次々と購入して、下宿に閉じこもって読んでいた。

久しぶりに書棚から取り出すと、第1章 現代軍事費の特徴、第4章 戦後日本の軍事費のところに線が一杯引かれていた。ゼミか研究会などで報告した記憶がある。若き大学時代の懐かしい思い出。第4章の最後をすこし紹介したい。



財政法は公債発行を必しも禁止してはいないが、国の歳出には原則として公債、借入金以外の歳入をあてることとし、公債の目的、性質（公共事業費、出資金、貸付金のための公債、財政法4条）と公債の引きうけ財源（日銀ひきうけの禁止、財政法5条）との両面から、公債発行についてきびしい制限をもうけている。これはかつて日本の軍国主義政府が日銀引受けの方法で公債を無制限に発行し、戦争や軍事力の強化をやり、インフレをおこして国民を苦しめたにがい経験からもうけられたもので、平和憲法を財政面から支えている規定といえよう。

要約してみれば、国債発行は、新憲法と財政法の下でつちかわれてきた「文化国家」や「福祉国家」を、ふたたび戦前のような「軍事国家」や「借金国家」の方向へ転換させる政策である。第21表は戦前の一般会計歳出の構造と戦後のそれを比較したものである。一見して戦前の経費構造ではもっとも比重の高い軍事費と国債費との関係が明かであるし、反対に戦後の経費構造ではこの二つの費目の比重が低下したために、地方財政費、国土保全開発費、教育文化費、社会保障費などのウェイトが増大していることがわかるだろう。

たしかにこれまですでに憲法や財政法の骨抜きが数々行われ、一般会計以外の会計では、税金（地方税）、社会保険料、授業料、公共料金の引きあげが行われ、国民の生活、文化、健康を破壊している。しかしそれにしてもなお私たちは、ここにあらわされた戦前の経費構造よりも戦後のそれをえらびたい。そしてこれまでともかく戦後の経費構造の逆転をくいとめてきた憲法や財政法の意義をかみしめたい。

現在、防衛関係費という「軍事費」増額、軍拡の声が政治の世界で吹き荒れている。平和憲法を財政面から支えている財政法第4条、第5条を無視するような主張が、堂々と主張されるような異常な事態だ。『軍事費』から学ぶことは多い。

(2022年6月21日)

第21表 戦前・戦後の経費構造の変化

| 項目 | 昭和9-11均 | | 昭和32-37均 | |
|---------|---------|-------|----------|---|
| | | % | | % |
| 国家機関費 | 7.3 | 8.5 | | |
| 地方財政費 | 0.4 | 17.8 | | |
| 軍事費 | 44.7 | 10.1 | | |
| 国土保全開発費 | 7.7 | 17.1 | | |
| 産業経済費 | 3.9 | 6.4 | | |
| 教育文化費 | 6.7 | 12.6 | | |
| 社会保障費 | 1.5 | 13.3 | | |
| 恩給費 | 7.7 | 7.0 | | |
| 国債費 | 16.9 | 3.0 | | |
| その他共計 | 100.0 | 100.0 | | |

(吉田隆太郎, 戦後の日本財政, 財政学講座3)